

# 福井県中小企業活性化協議会

## 組織概要

・中小企業活性化協議会は、産業競争力強化法の規定に基づき、国がすべての都道府県に設置した、中小企業の収益力改善、事業再生、再チャレンジまで幅広く経営課題に対応する、公正中立な機関です。

## 人員構成

- ・統括責任者1名
- ・統括責任者補佐4名（内事務局兼任1名）
- ・トレーニー1名
- ・事務局員1名

## 支援業務詳細

### （支援可能な課題等）

- ①収益力改善支援
- ②事業再生計画策定支援
- ③再チャレンジ支援
- ④保証債務整理支援
- ⑤経営改善計画策定支援

### （支援可能な解決手段等）

- ①有事（過剰負債、資金繰りの悪化等）に至る前段階（予防的措置）として、主に損益改善を目指す改善計画策定支援を行う。
- ②原則、協議会数値基準を全て満たす計画の策定支援（金融調整含む）を行う。
- ③再生が極めて困難な先、廃業意向の先等について、エリア弁護士を通じて、事業者の状況に応じた円滑な廃業に係る助言支援を行う。
- ④再生計画策定支援、再チャレンジ支援に伴う、顕在化する個人の保証債務について、経営者保証ガイドラインに基づく保証債務の整理を支援する。
- ⑤事業者・金融機関・認定支援機関の三者により、経営改善計画を策定し、資金繰りを安定させながら経営の改善を支援する。

## 連絡先等

福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル3階

●福井県中小企業活性化協議会 E-mail: [saisei@fcci.or.jp](mailto:saisei@fcci.or.jp)

○活性化協議会事務局（旧：再生支援協議会） TEL:0776-33-8293

○経営改善計画策定支援事業（旧：経営改善支援センター） TEL:0776-33-8289

# 中小企業活性化協議会の事業内容

①産業競争力強化法に基づき、認定支援機関の福井商工会議所が国より受託している事業。

※47都道府県に一カ所ずつ設置されており、令和4年度より、政府の活性化パッケージの公表を受け、中小企業再生支援協議会から中小企業活性化協議会に呼称変更された。

②支援業務部門として統括責任者、統括責任者補佐が常駐し、協議会準則に基づき、事業者の各種相談※への対応を行い、事業者の状況に応じた適切な助言、提言を行う。

※相談対応を一次対応と言う。収益向上、事業改善、事業再生、資金繰り、個人保証債務の整理に関する相談が中心。

③支援業務部門では、当該一次対応を踏まえ、事業者の意向、また、取引金融機関（主にメイン行）の意向確認を行い、状況に応じて、二次対応として、後記、各支援メニューの支援対応を行っている。

※支援メニューによって、支援業務部門だけでなく、弁護士・公認会計士・税理士・診断士等の外部専門家の支援を得ることもある。また、当該外部専門家に対する費用補助制度が準備されている。

④支援完了（二次対応完了）後においては、各支援メニューに応じて、主にメイン行とともにモニタリングを定期的の実施するとともにフォローアップを行い、当該状況により、新たな支援メニューへの移行等について、助言、提言を行う。

# 支援業務の概要

## 1. 収益力改善支援業務

有事（過剰負債、資金繰りの悪化等）に至る前段階（予防的措置）として、主に損益改善を目指す1～3年程度の改善計画策定の支援。

また、昨年度まで実施のコロナ特例リスケ計画支援の受け皿として、本制度の活用による支援を行う。（1年のリスケ計画）

## 2. 事業再生計画策定支援業務

原則、協議会数値基準（①3年内の経常利益の黒字、②5年内の実質債務超過の解消、③5年後の有利子負債対CF倍率が10倍以下の3基準）を全て満たす計画の策定支援を行う。（伴って、取引金融機関には、債権放棄等を含めた金融支援を要請する内容もあり得る）

尚、営業利益段階での赤字、遊休不動産処分による財務改善の時間確保、スポンサー支援の検索等、再生計画の前段階（事業者・取引金融機関双方の準備期間、再生可能性の見極め期間）として、プレ再生計画策定支援も行う。

## 3. 再チャレンジ支援業務

再生が極めて困難な先、廃業意向の先等について、エリア弁護士を通じて、事業者の状況に応じた円滑な廃業に係る助言支援を行うとともに、下記4.により個人保証債務の整理について支援を行う。

## 4. 保証債務整理支援業務

再生計画策定、再チャレンジ支援に伴う、顕在化する個人の保証債務について、経営者保証ガイドラインに沿った協議会準則により、弁済計画策定支援を行う。（主たる債務と一体で行う「一体型」、主たる債務とは別に保証債務のみを整理する「単独型」がある。）

## 5. 経営改善計画策定支援事業

※従前の経営改善支援センター事業との一元化として、本年度より協議会の一事業として実施。  
経営改善計画として通称405事業、早期経営改善としてプレ支援事業の2メニューがあり、  
各々費用補助制度がある。

### 405事業

⇒事業者・金融機関・認定支援機関の三者により、経営改善計画を策定、合意成立を目指す。尚、令和4年度より活性化パッケージの公表に伴い、中小企業版私的整理ガイドラインにおける、再生型・廃業型の整理手続きに対する補助金制度の利用が新設された。

### プレ支援

⇒手続きはほぼ405同様であるが、計画は簡易なものとし、金融支援を要請しないことを前提としている。

〒918-8580 福井市西木田2丁目8-1 福井商工会議所ビル3階

●福井県中小企業活性化協議会 E-mail:saisei@fcci.or.jp

○活性化協議会事務局(旧:再生支援協議会) TEL:0776-33-8293

○経営改善計画策定支援事業(旧:経営改善支援センター)TEL:0776-33-8289